



鳥取県公報

平成 23 年 3 月 23 日 (水)
号外第 27 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	研究職給料表の改定に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則（４）（給与課）・・・ 2 平成23年改正条例附則別表第２の人事委員会規則で定める号給の決定に関する規則 （５）（Ⅱ）・・ 13 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（６）（Ⅱ）・・・・・・・・ 15 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（７）（Ⅱ）・・・・・・・・ 16 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（８）（Ⅱ）・・・・・・・・ 19
--------	--

人事委員会規則

研究職給料表の改定に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成23年3月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第4号

研究職給料表の改定に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第1条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(研究職給料表)</p> <p>第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1) 農林総合研究所農業試験場の場長、室長、<u>上席研究員、主任研究員</u>及び研究員</p> <p>(2) 農林総合研究所園芸試験場の場長、次長、所長、室長、分場長、試験地長、<u>上席研究員、主任研究員</u>及び研究員</p> <p>(3) 農林総合研究所畜産試験場の場長、室長、<u>上席研究員、主任研究員</u>及び研究員</p> <p>(4) 農林総合研究所中小家畜試験場の場長、室長、<u>上席研究員、主任研究員</u>及び研究員</p> <p>(5) 農林総合研究所林業試験場の場長、室長、<u>上席研究員、主任研究員</u>及び研究員</p> <p>(6) 水産試験場の場長、室長、<u>上席研究員、主任研究員</u>及び研究員</p> <p>(7) <u>栽培漁業センターの</u>所長、室長、<u>上席研究員、主任研究員</u>及び研究員</p>	<p>(研究職給料表)</p> <p>第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1) 農林総合研究所農業試験場の場長、室長、<u>特別研究員</u>及び研究員</p> <p>(2) 農林総合研究所園芸試験場の場長、次長、所長、室長、分場長、試験地長、<u>特別研究員</u>及び研究員</p> <p>(3) 農林総合研究所畜産試験場の場長、室長、<u>特別研究員</u>及び研究員</p> <p>(4) 農林総合研究所中小家畜試験場の場長、室長、<u>特別研究員</u>及び研究員</p> <p>(5) 農林総合研究所林業試験場の場長、室長、<u>特別研究員</u>及び研究員</p> <p>(6) 水産試験場の場長、次長、<u>部長、室長、特別研究員</u>及び研究員</p>

<p>(8) 衛生環境研究所の所長、次長、室長、チーム長、<u>上席研究員、室長補佐、サブチーム長、主任研究員及び研究員</u></p> <p>(9) 科学捜査研究所の所長、管理官、次席、所長補佐、<u>上席研究員、科長、主任研究員及び研究員</u></p> <p>(10) 図書館の<u>主任学芸員及び学芸員</u></p> <p>(11) 博物館の副館長（学芸員の資格を有する者に限る。）、課長（学芸員の資格を有する者に限る。）、<u>主幹学芸員、主任学芸員及び学芸員</u></p>	<p>(7) 衛生環境研究所の所長、次長、室長、チーム長、<u>研究主任、特別研究員及び研究員</u></p> <p>(8) 科学捜査研究所の所長、管理官、次席、所長補佐、科長及び研究員</p> <p>(9) 図書館の学芸員</p> <p>(10) 博物館の副館長（学芸員の資格を有する者に限る。）、課長（学芸員の資格を有する者に限る。）、<u>副主幹（学芸員の資格を有する者に限る。）及び学芸員</u></p>
--	--

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前																																		
別表第14（第12条の2関係） 特定級号給表	別表第14（第12条の2関係） 特定級号給表																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> <th>号給</th> <th>適用年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>研究職給料表</td> <td>1級</td> <td>80号給</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	号給	適用年数	略				研究職給料表	1級	80号給	6年	略				<table border="1"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> <th>号給</th> <th>適用年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研究職給料表</td> <td>1級</td> <td>80号給</td> <td rowspan="2">6年</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>44号給</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	号給	適用年数	略				研究職給料表	1級	80号給	6年	2級	44号給	略			
給料表	職務の級	号給	適用年数																																
略																																			
研究職給料表	1級	80号給	6年																																
略																																			
給料表	職務の級	号給	適用年数																																
略																																			
研究職給料表	1級	80号給	6年																																
	2級	44号給																																	
略																																			

第3条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第3の6を次のように改める。

別表第3の6（第2条の4関係）

研究職給料表級別資格基準表

試験		職務の級		1級		2級		3級		4級		5級	
		学歴免許											
正規の試験	大学卒業程度	大学卒	博士課程修了		0	2	2	4	6	4	10	7	17
			修士課程修了		0	5	5	4	9	4	13	7	20
			その他		0	7	7	4	11	4	15	7	22
	短大卒業程度	短大卒		0	10	10	4	14	4	18	7	25	
	高校卒業程度	高校卒		0	12	12	4	16	4	20	7	27	
その他		中学卒		3	13	16	4	20	4	24	7	31	

備考

1 試験欄の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」

の区分は正規の試験によらないで職員となった者に適用する。

- 2 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」は職員採用試験（大学卒業程度）及びこれに準ずる正規の試験を示し、「短大卒業程度」は職員採用試験（短大卒業程度）及びこれに準ずる正規の試験を示し、「高校卒業程度」は職員採用試験（高校卒業程度）及びこれに準ずる正規の試験を示す。
- 3 学歴免許欄の「博士課程修了」及び「修士課程修了」の区分は、給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）第3条第9号から第11号までに掲げる職員に適用する。

別表第13オを次のように改める。

オ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14

35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	22	14	30	21
47	23	15	31	22
48	24	16	32	22
49	25	17	33	23
50	25	18	34	23
51	26	19	35	24
52	26	20	36	24
53	27	21	37	25
54	27	22	38	25
55	28	23	39	26
56	28	24	40	26
57	29	25	40	27
58	30	26	41	27
59	31	27	41	28
60	32	28	41	28
61	33	29	42	29
62	33	30	42	29
63	34	31	42	29
64	34	32	43	30
65	35	33	43	30
66	35	34	43	30
67	36	35	44	31
68	36	35	44	31
69	37	35	44	31
70	37	36	45	32
71	38	36	45	32
72	38	36	46	32
73	39	37	46	33
74	39	37	47	33
75	40	37	47	33
76	40	38	48	34
77	41	38	48	34
78	41	38	49	34
79	42	39	49	35

80	42	39	50	35
81	43	39	50	35
82	43	40	51	
83	44	40	51	
84	44	40	52	
85	45	41	52	
86	46	41	53	
87	47	41	53	
88	48	42	53	
89	49	42	54	
90	49	42	54	
91	50	43	54	
92	50	43	55	
93	50	43	55	
94	50	44	55	
95	51	44	56	
96	51	44	56	
97	51	45	56	
98	52	45	56	
99	52	46	56	
100	53	46	56	
101	53	46	57	
102	53	46		
103	54	46		
104	54	47		
105	54	47		
106	54	47		
107	55	47		
108	55	47		
109	55	47		
110	55	47		
111	55	47		
112	56	48		
113	56	48		
114	56	48		
115	56	48		
116	56	48		
117	56	48		
118	57	48		
119	57	48		
120	57	49		
121	57	49		
122	57			
123	57			
124	57			

125	57			
126	58			
127	58			
128	58			
129	58			
130	58			
131	58			
132	58			
133	58			
134	58			
135	58			
136	58			
137	58			
138	59			
139	59			
140	59			
141	59			
142	59			
143	59			
144	59			
145	59			
146	59			
147	59			
148	59			
149	59			
150	60			
151	60			
152	60			

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第 4 条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 (昭和41年鳥取県人事委員会規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1 (第 2 条の 3 関係)			別表第 1 (第 2 条の 3 関係)		
給料表	職員	加算割合	給料表	職員	加算割合
略			略		
研究職給料表	職務の級 5 級の職員	100分の20	研究職給料表	職務の級 5 級の職員	100分の15 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の20)
	職務の級 4 級の職員	100分の15		職務の級 4 級及び3級の職員	100分の10
	職務の級 3 級の職員	100分の10			

<table border="1"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 30%;">職務の級 2 級の職員</td> <td style="width: 50%;">100分の 5</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 略</td> </tr> </table>		職務の級 2 級の職員	100分の 5	略			備考 略			<table border="1"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 30%;">職務の級 2 級の職員（人事委員会が定める職員に限る。）</td> <td style="width: 50%;">100分の 5</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 略</td> </tr> </table>		職務の級 2 級の職員（人事委員会が定める職員に限る。）	100分の 5	略			備考 略		
	職務の級 2 級の職員	100分の 5																	
略																			
備考 略																			
	職務の級 2 級の職員（人事委員会が定める職員に限る。）	100分の 5																	
略																			
備考 略																			

（職員の旅費等に関する条例施行規則の一部改正）

第 5 条 職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後											改 正 前												
別表第 2（第15条関係） ア 再任用職員以外の職員											別表第 2（第15条関係） ア 再任用職員以外の職員												
行政職給料表 他の給料表		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	略												
研究職給料表		5 級	5 級	<u>4 級</u>	4 級	3 級	3 級	2 級				1 級	略										
		<u>（知事が別に定める者に限る。）</u>	<u>（知事が別に定める者に限る。）</u>	<u>（知事が別に定める者に限る。）</u>								<u>（知事が別に定める者に限る。）</u>	略										
備考 略											備考 略												
イ 略											イ 略												

（職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正）

第 6 条 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5 研究職給料表級別職務分類表（第 2 条関係）

組織		職務の級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事	衛生環境研究所		室長補佐	チーム長	所長	所長
の事			サブチーム長			

務部 局	農林 総合 研究 所	農業試験場 園芸試験場			所長 分場長 試験地長	場長	場長
	水産試験場					場長	場長
	知事の事務部局共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）		研究員	主任研究員	室長 上席研究員	所長 場長 次長	
教育機関		学芸員	主任学芸員	主幹学芸員	副館長 課長		
警察本部		研究員	科長 主任研究員	次席 所長補佐 上席研究員	所長 管理官		

備考 この表の4級の欄に掲げる職の職務のうち、人事委員会が承認した職員の職務については、その職務の級を5級とすることができる。

（平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正）

第7条 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>（平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員等）</p> <p>第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの（以下「行政職5級以下対応職員」という。）は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">研究職給料表</td> <td style="text-align: center;">2級1号給から3級101号給まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>3 平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（7）略</p>	略		研究職給料表	2級1号給から3級101号給まで	略		<p>（平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員等）</p> <p>第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの（以下「行政職5級以下対応職員」という。）は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">研究職給料表</td> <td style="text-align: center;">2級25号給から3級101号給まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>3 平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（7）略</p>	略		研究職給料表	2級25号給から3級101号給まで	略	
略													
研究職給料表	2級1号給から3級101号給まで												
略													
略													
研究職給料表	2級25号給から3級101号給まで												
略													

(8) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第29号。以下この号及び次条第1項第10号において「平成23年改正条例」という。）附則第2項の規定により職務の級が2級から1級に切り替えられる職員（平成23年改正条例附則第3項に規定する旧号給（次条第1項第10号において単に「旧号給」という。）が1号給から24号給までである職員を除く。）

（平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給）

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（行政職5級以下職員及び行政職5級以下対応職員にあっては当該額に1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とし、行政職6級以上職員及び行政職6級以上対応職員にあっては当該額に1,000分の936（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1)～(9) 略

(10) 平成23年改正条例附則第2項の規定により同項に規定する切替日（以下この号において単に「切替日」という。）において職務の級が2級から1級に切り替えられた場合（切替日の前日において当該職員の旧号給が1号給から24号給までであった場合を除く。）切替日の前日において、平成18年改正条例附則第7条の規定によりその者に給料として支給されていた額

2 略

（平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給）

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（行政職5級以下職員及び行政職5級以下対応職員にあっては当該額に1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とし、行政職6級以上職員及び行政職6級以上対応職員にあっては当該額に1,000分の936（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1)～(9) 略

2 略

(職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部改正)

第8条 職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則(平成20年鳥取県人事委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(平成17年改正給与条例附則第15項の人事委員会が別に定める割合等)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する職員であつて、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからクまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの平成17年改正給与条例附則第15項、平成18年改正給与条例附則第7条又は規則第4条若しくは第5条の規定の適用については、これらの規定中「1,000分の965」又は「1,000分の936」とあるのは、当該職務の級及び号給の区分に応じ、それぞれ同表の割合欄に定める割合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 平成18年改正給与条例附則第7条の規定の適用を受ける職員(<u>規則第3条第3項第8号に掲げる職員を除く。次号において同じ。</u>)</p> <p>(3) 略</p> <p>別表(第2条、<u>第3条関係</u>) ア~ク 略</p>	<p>(平成17年改正給与条例附則第15項の人事委員会が別に定める割合等)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する職員であつて、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからクまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの平成17年改正給与条例附則第15項、平成18年改正給与条例附則第7条又は規則第4条若しくは第5条の規定の適用については、これらの規定中「1,000分の965」又は「1,000分の936」とあるのは、当該職務の級及び号給の区分に応じ、それぞれ同表の割合欄に定める割合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 平成18年改正給与条例附則第7条の規定の適用を受ける職員</p> <p>(3) 略</p> <p>別表(第2条関係) ア~ク 略</p>

第9条 職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部を次のように改正する。

別表工を次のように改める。

工 研究職給料表

職務の級	号給	割合
2級	47号給	10,000分の9,651
	48号給	10,000分の9,652
	49号給	10,000分の9,685
	50号給	10,000分の9,752
	51号給	10,000分の9,764
	52号給	10,000分の9,739
	53号給	10,000分の9,745
	54号給	10,000分の9,756

55号給	10,000分の9,758
56号給	10,000分の9,766
57号給	10,000分の9,768
58号給	10,000分の9,770
59号給	10,000分の9,772
60号給	10,000分の9,723
61号給	10,000分の9,656

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年改正条例附則別表第2の人事委員会規則で定める号給の決定に関する規則をここに公布する。

平成23年3月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第5号

平成23年改正条例附則別表第2の人事委員会規則で定める号給の決定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年鳥取県条例第29号。以下「改正条例」という。)附則別表第2の規定に基づき、改正条例附則第3項の規定の適用を受ける職員のうち改正条例附則別表第2の規定により切替日(改正条例附則第2項に規定する切替日をいう。以下同じ。)における号給を人事委員会規則で定めることとされているもの(以下「特定職員」という。)の切替日における号給を定めるものとする。

(特定職員の切替日における号給)

第2条 特定職員の切替日における号給は、当該特定職員の旧級号給(切替日の前日において属していた職務の級及び同日に受けていた号給(以下「特定号給」という。)をいう。以下同じ。)及び新級(改正条例附則第2項の規定に基づき切替日において属することとなる職務の級をいう。以下同じ。)の別に従い、切替日の前日において特定号給を受けていた期間の区分に応じ、別表の新号給欄に定める号給とする。

2 前項の規定により特定号給を受けていた期間を算定する場合において、特定職員が50歳を超えることとなる日の直前の昇給の日以降の期間(平成20年4月1日以降の期間に限る。)及び55歳を超えることとなる日の直前の昇給の日以降の期間(平成20年3月31日までの期間に限る。)については2月をもって、55歳を超えることとなる日の直前の昇給の日以降の期間(平成20年4月1日以降の期間に限る。)については4月をもって、それぞれ1月と算定するものとする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、特定職員の切替日における号給の決定に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

ア 旧級号給が2級121号給であって、新級が1級となる特定職員

期間の区分	新号給
3月未満	145
3月以上6月未満	146
6月以上9月未満	147
9月以上12月未満	148
12月以上15月未満	149
15月以上18月未満	150
18月以上21月未満	151
21月以上	152

イ 旧級号給が2級121号給であって、新級が2級となる特定職員

期間の区分	新号給
3月未満	110
3月以上6月未満	111

6月以上9月未満	112
9月以上12月未満	113
12月以上15月未満	114
15月以上18月未満	115
18月以上21月未満	116
21月以上24月未満	117
24月以上27月未満	118
27月以上30月未満	119
30月以上33月未満	120
33月以上	121

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第6号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（手当の支給の特例）</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 次に掲げる特殊勤務手当（<u>手当の額が日額により定められているものに限る。</u>）の支給される業務、<u>作業等</u>に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>（勤務実績簿）</p> <p>第5条 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、職員に対し特殊勤務（条例の規定により特殊勤務手当の支給される業務、作業等に係る勤務をいう。）を命じたときは、人事委員会が定める様式の特殊勤務実績簿に所要事項を記入し、これを保管しなければならない。</p>	<p>（手当の支給の特例）</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>（勤務実績簿）</p> <p>第5条 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、職員に対し特殊勤務（条例の規定により特殊勤務手当の支給される業務等に係る勤務をいう。）を命じたときは、人事委員会が定める様式の特殊勤務実績簿に所要事項を記入し、これを保管しなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条第4項の改正規定（「業務等」を「業務、作業等」に改める部分に限る。）及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第7号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	1から4まで	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5から8まで	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9から12まで	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13から16まで	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17から20まで	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21から24まで	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25から28まで	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29から32まで	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33から36まで	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	37から40まで	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	41から44まで	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
	45から48まで	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000
	49から52まで	3,300	3,800	5,700	6,300	8,000
	53から56まで	3,400	4,100	5,800	6,400	
	57から60まで	3,500	4,300	6,000	6,600	
	61から64まで	3,600	4,500	6,100	6,800	
	65から68まで	3,700	4,800	6,300	6,900	
	69から72まで	3,800	4,900	6,400	7,000	
	73から76まで	3,900	5,100	6,500	7,100	
	77から80まで	4,000	5,300	6,700	7,200	
81から84まで	4,100	5,400	6,800	7,300		
85から88まで	4,100	5,500	6,900	7,400		
89から92まで	4,200	5,600	6,900	7,500		
93から96まで	4,300	5,800	7,000	7,500		
97から100まで	4,400	5,900	7,200	7,500		
101から104まで	4,400	6,100	7,200	7,500		
105から108まで	4,500	6,200	7,200	7,500		
109から112まで	4,500	6,300	7,300			

	113から116まで	4,600	6,400			
	117から120まで	4,700	6,500			
	121から124まで	4,700	6,600			
	125から128まで	4,800	6,700			
	129から132まで		6,800			
	133から149まで		6,900			
再任用職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第2(第4条関係)

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1から4まで	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5から8まで	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9から12まで	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13から16まで	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17から20まで	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21から24まで	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25から28まで	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29から32まで	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33から36まで	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37から40まで	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	41から44まで	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
	45から48まで	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
	49から52まで	3,300	4,500	5,700	6,900	8,000
	53から56まで	3,400	4,800	5,800	7,000	
	57から60まで	3,500	4,900	6,000	7,100	
	61から64まで	3,600	5,100	6,100	7,200	
	65から68まで	3,700	5,300	6,300	7,300	
	69から72まで	3,800	5,400	6,400	7,400	
	73から76まで	3,900	5,500	6,500	7,500	
	77から80まで	4,000	5,600	6,700	7,500	
81から84まで	4,100	5,800	6,800	7,500		
85から88まで	4,100	5,900	6,900	7,500		
89から92まで	4,200	6,100	6,900	7,500		
93から96まで	4,300	6,200	7,000			
97から100まで	4,400	6,300	7,200			
101から104まで	4,400	6,400	7,200			
105から108まで	4,500	6,500	7,200			
109から112まで	4,500	6,600	7,300			
113から116まで	4,600	6,700				

	117から120まで	4,700	6,800			
	121から124まで	4,700	6,900			
	125から128まで	4,800	6,900			
	129から132まで	4,900	6,900			
	133から136まで	4,900	6,900			
	137から140まで	4,900	6,900			
	141から144まで	5,000				
	145から153まで	5,100				
再任 用職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第8号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業の承認の請求）</p> <p>第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、<u>条例第3条第1項第6号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き</u>、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。</p> <p>2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。<u>ただし、非常勤職員が条例第3条第1項第6号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。</u></p>	<p>（育児休業の承認の請求）</p> <p>第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。</p> <p>2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。</p>
<p>（育児休業の期間の延長の承認の請求）</p> <p>第4条 <u>前条第1項及び第2項本文の規定は</u>、育児休業の期間の延長の承認の請求について準用する。</p>	<p>（育児休業の期間の延長の承認の請求）</p> <p>第4条 <u>前条の規定は</u>、育児休業の期間の延長の承認の請求について準用する。</p>
<p>（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第3条第2項本文の規定は</u>、第1項の届出について準用する。</p>	<p>（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第3条第2項の規定は</u>、第1項の届出について準用する。</p>
<p>（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 <u>第3条第2項本文の規定は</u>、育児短時間勤務の承認の請求又は期間の延長の請求について準用する。</p>	<p>（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 <u>第3条第2項の規定は</u>、育児短時間勤務の承認の請求又は期間の延長の請求について準用する。</p>
<p>（部分休業の承認の請求手続）</p> <p>第14条 略</p>	<p>（部分休業の承認の請求手続）</p> <p>第14条 略</p>

<p>2 <u>第3条第2項本文</u>の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。</p> <p>(給与の減額方法)</p> <p>第16条 <u>条例第21条第1項</u>の規定により減額して給与を支給する場合における給与の減額方法については、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第12条の規定により減額した給与を支給する場合における給与の減額方法の例による。</p>	<p>2 <u>第3条第2項</u>の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。</p> <p>(給与の減額方法)</p> <p>第16条 <u>条例第21条</u>の規定により減額して給与を支給する場合における給与の減額方法については、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第12条の規定により減額した給与を支給する場合における給与の減額方法の例による。</p>
--	---

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。